

公認心理師法案についての疑義

臨床心理士養成大学院協議会理事会

この度、公認心理士法案について、当会は、次の理由で、重大な疑義を表明いたします。

- 1 これまで当会や多くの臨床心理士関連団体が要望してきました第41条の2、医師の指示を受けることについての義務について修正されておられません。当会の意見書の通り、<http://www.jagpcp.jp/iken20140508.pdf>、心理職の資格法に医師の指示という文言が医師の診療を離れて広い範囲で用いられるのは、不適切であり、臨床心理士等の心理職の活動を大きく制限・抑制するばかりか、国民に多大の不利益をもたらすと考えます。
- 2 これまで当会と臨床心理士資格認定協会などが繰り返し指摘してまいりましたように、第7条二項で、大学の学部において所定の科目を修めて卒業した者に対して、所定の施設で、公認心理師に認めた業務と同じ業務に従事することを法律の条文において認めています。例えば、医療機関においても公認心理師であれば、医師の指示で行わなければならない業務を、学部を出て、未だ公認心理師の資格の認定を受けていない者が、所定の施設に雇用された場合には、医師の指示もなく業務として行うことを、法律上認める条文になっております。公認心理師の業務として第2条に掲げたことと、第41条において掲げた義務などが矛盾し、法律の条文が相互に無効にする構造になっております。資格法として、極めて不適切で、大きな欠陥があります。
- 3 これまで心理職として4分の1世紀にわたり、国民の間に浸透し、公的な機関においても雇用・任用が進んでいる臨床心理士資格の資質が維持される保証がないばかりか、現に臨床心理士等によって行われている国民への心のケアが継承されなくなる可能性が高いので、国民に対して多大の不利益をもたらす可能性があります。
- 4 我が国の精神保健福祉法の改正とともに、臨床心理技術者の資格制度の創設とともに要請されてきた患者や心理的支援を受ける者の全人的な支援を妨げる要素が大きく、WHOの「精神保健ケアに関する法：基本10原則」に則って患者の自己決定の過程の心理的支援を行うことが困難である可能性があります。これらについて、法文上の検討が不十分であります。